

平成25年第4回稲城市教育委員会定例会

1 平成25年4月16日、午後2時から稲城市役所4階議会会議室において、平成25年第4回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
稲垣 弘子
城所 正彦
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
指導室長	千葉 正法
学校教育課長	松本 葉子
教育部副参事	並木 茂男
指導主事	細谷俊太郎
指導主事	竹之内 勝
学校給食	
共同調理場所長	伊藤 徹男
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	斎藤 晃二
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第22号議案
「稲城市社会教育委員の委嘱について」
- (5) 日程第5 第23号議案
「稲城市立図書館協議会委員の任命について」
- (6) 日程第6 「報告事項」

委員 長 　ただ今から、平成25年第4回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

委員 長 　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、伊勢川委員にお願いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3　「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 　教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

〔 教育行政報告 〕

学校教育課長 　1. 寄附について
2. 平成25年度小学校入学予定児童の安全帽子の配布について
3. 稲城市特別支援教育就学相談委員会について
4. 平成25年度3月分不登校による欠席児童・生徒数について
5. 平成25年度児童・生徒・学級数
6. 平成24年度第2回稲城市学校保健連絡会

指導室長 　1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 研修事業について
4. その他
5. 教育相談所関係について
6. 教育センター関係について

学校給食

調理場所長 　1. 平成24年度第9回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会
2. 平成25・26年度稲城市学校給食物資納入業者説明会

3. 平成24年度 4～3月の給食調理数

- 生涯学習課長
1. 社会教育委員関係（社会教育係）
 2. 社会教育活動の振興（社会教育係）
 3. 青少年委員関係（社会教育係）
 4. ふれあいの森関係（社会教育係）
 5. 青少年指導者養成事業（社会教育係）
 6. 芸術文化活動の振興（社会教育係）
 7. 文化財の保護と普及（文化財担当）
 8. 生涯学習推進事業（生涯学習推進係）
 9. 学校施設コミュニティ開放事業（生涯学習推進係）
 10. ふれんど平尾運営事業（生涯学習推進係）
 11. 放課後子ども教室支援事業（社会教育係）

- 体育課長
1. スポーツ推進委員協議会関係
 2. 市立公園内運動施設管理運営
 3. 社会体育施設管理運営
 4. 国民体育大会関係
 5. その他

- 文化センター課長
1. 会議
 2. 公民館主催事業の実施状況
 3. 児童館における事業の実施状況
 4. iプラザの主な主催事業の実施状況
 5. 平成25年度3月文化センター課利用統計

- 図書館長
1. 市主催事業
 2. 中央図書館主催事業（SPC運営）
 3. 分館の主催事業
 4. 城山体験学習館の主な事業

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第22号議案及び日程第5 第23号議案の2議案については人事案件ですので、秘密会といたします。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第22号議案及び第23号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

(暫時休憩)

※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第 2 2 号議案及び第 2 3 号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第 2 2 号議案及び第 2 3 号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 再会いたします。

これより第 2 2 号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第 2 2 号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 5 第 2 3 号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第 2 3 号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 6 「報告事項」です。本日の報告事項は 3 件です。「校庭開放用倉庫の整備について」を学校教育課長、「市立公園内体育施設の指定管理者の指定について」及び「百村スポーツ広場の一時休止について」を体育課長より順次説明をお願いいたします。

学校教育課長お願いいたします。

学校教育課長 それでは、報告事項 1 点目の「校庭開放用倉庫の整備について」ご報告申し上げます。初めに現状でございますが、本市では、稲城市立学校施設使用条例を定め、市立小中学校施設を学校教育上支障の無い範囲で個人又は団体に使用を供しているところでございますが、地域の少年野球や少年サッカーの団体等、恒常的に校庭を使用している団体の一部にあつては、活動上不可欠な物品を収納するため、学校との話し合いのなかで敷地内に倉庫を設置し、用具等を収納

している状況がございます。

これらの倉庫につきましては、学校教育上の必要が生じたときはいつでも撤去できることを条件に学校において設置を容認してきたものであることから、建築基準法に適合する固着などがされていないところでございます。

近年建築指導事務所による指導の厳格化により、学校施設の増改築の際に敷地内に設置されている開放団体の倉庫についても建築基準法への適合が求められ、これを撤去しない限り、学校施設の増改築に係る検査済証を交付しないこととされる事例が生じております。

対応といたしまして、恒常的に校庭を使用して活動している体育団体の中には、ラインカーや石灰等活動に不可欠な用具を都度搬入することが非常に困難な団体もあることを踏まえまして、体育等の振興を図る観点から、市において学校敷地内に開放団体が共同で使用することができる校庭開放用倉庫を整備してまいるものでございます。

今後につきましては、校庭を使用している登録団体等と話し合いを行い、平成25年度中を目途に校庭開放用倉庫を利用するための共通のルールを定めます。

直近では、平成24年度に実施しました平尾小学校の校庭の一部を芝生化する際に、芝生の用具を収納するため新設した倉庫について検査済証の交付を受けるために、同校の敷地内にある倉庫の整理が必要となりますので、開放団体の既存倉庫をまず撤去し、市において建築確認等の手続を行った上で新たに校庭開放用倉庫を整備してまいります。

その他の学校につきましては、今後、学校施設の増改築等に伴い建築確認の手続を行う中で、既存の倉庫の整備の必要が生じてまいりますので、その際に順次対応してまいります。

説明につきましては以上でございます。

委員長 ありがとうございました。
 次に体育課長、お願いいたします。

体育課長 「市立公園内体育施設の指定管理者の指定について」でございますけれども、ここに至るまでの経緯をご説明したいと思います。経緯につきましては、平成24年第4回定例会において、稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定について議案を上程いたしましたして、原案通り可決いただきましたが、その際に2点について付帯決議をいただきました。1点目につきましては、平成25年4月までに稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定についての市の方針、考え方等を福祉文教委員会に報告すること。2点目につきましては、今後の指定管理者の選定においては公平性、透明性の視点から見直し、外部の委員を入れた選定委員会により選定することという付帯決議をいただきまして、それにおきまして、今年の1月18日福祉文教委員会において市の方針について一部変更したレクをいたしました。平成22年度に実施しました事業仕分けの中で、市立公園内体育施設の指定管理及び指定について、仕分け結果として廃止となっており、その結果を受け、市の方針として公園内体育施

設の指定管理及び公園の指定管理については、早期に競争入札の手續等を検討して指定管理者を選定します、ということでありました。事業仕分けについては、行政改革として新たな視点での効果を取り入れるということでは意義のあることではありましたが、個々の審議については地域の特性や事業自粛を進める上で背景などを理解しないで仕分けを行っていたため、一般論での視点で評価されたものでありました。その評価結果を受け、市の方針としたものでありました。

しかし、今回、福祉文教委員会及び建設環境委員会での意見を踏まえた中で、再度市の方針を検討した結果、競争ではなく地域雇用の確保、市民団体との連携、災害時などの臨機応変に対応できる改正など、より市民サービスの向上に重点を置き、さらに事業の一部については、競争原理を取り入れたアウトソーシングなど市民サービスの向上に繋がるような形で、管理基準書を見直し、事業展開が図れるように、指定管理者を選定するという方針に変更したものでございます。それを受けて、福祉文教委員会に報告する案件となっております。

報告いたします。「市立公園内体育施設の指定管理者の指定について」、1. 市の考え方について、市立公園内体育施設については、市立公園内の一施設として位置づけられており、その維持管理運営についても、市立公園と一体的に行うことで、市民サービスの向上に努めてまいりました。平成25年度からは、公共施設予約システムも導入し、より市民サービスの向上に繋げていくことから、市立公園内体育施設は、一事業者が全体を統括することが必要であると考えております。

また、市民団体との連携、地域雇用の確実な確保、災害時などの臨機応変に対応できる体制など、より市民サービスの向上に重点を置き、運営できる事業者であることも必要であると考えております。

しかし、その一方で、市立公園内体育施設でのスポーツ教室事業等については、競争原理を取り入れたアウトソーシングにより、様々な事業展開を行っていくことが、更なる市民サービスの向上に繋げることができるとも考えております。

これらのことから、平成26年度から平成30年度までの5年間指定管理については、専門性が高く活性化が図られる分野には競争原理を取り入れたアウトソーシングを行うことを条件に、「公益財団法人いなぎグリーンウエルネス財団」としたいと考えております。

なお、指定管理者の選定にあたりましては、下記のスケジュールにより、行政内部の委員だけでなく、外部から臨時委員を選任し行ってまいります。

2としまして、今後のスケジュール。5月に財団への管理基準書に基づき計画書等の作成を依頼、指定管理者選定委員会の外部の臨時委員の選任、行政改革監理委員、体育関係、緑の関係より各1名の計3名を予定しております。行政からの選定委員としましては、教育部長、都市建設部長、総務部長を予定しております。6月、財団より計画書等を受領します。7月につきましては、第1回指定管理者選定委員会につきましては市から全体の概要等について説明をいたします。第2回指定管理者選定委員会については現場視察を行います。8月の第3回指定管理者選定委員会では財団よりプレゼンテーションを行い、

質疑応答をして参ります。決定した案件に付きまして、12月に指定管理者の指定について議会に上程します。

3番目といたしまして、添付をしてございますけれども稲城市立公園内体育施設指定管理者管理基準書となっております。主な内容につきまして、お捲りいただきまして、1ページ目基本方針、稲城市の体育施設の概要について述べさせていただいております。続きまして6ページ、ここでスポーツ・レクリエーション事業等について述べさせていただいておりますけれども、ここには市内のスポーツ団体や稲城市ホームタウンとして活動するスポーツチームなどと協力して、スポーツ・レクリエーションのきっかけ作りになるような初心者向けのスポーツ教室等を中心に実施することを記載させていただいております。

市内のスポーツ団体等で実施できないものについては、民間企業等にアウトソーシングして、スポーツ事業等の充実を図っていくものとする旨を記載しています。スポーツ教室等の例示としてア〜キについて記載をさせていただいております。

続きまして、(6)トレーニングルームについても既存の事業ではございませぬけれども運営内容について詳しく述べています。

続きまして10、11ページ、イとオですが避難所・避難場所ということで、体育施設が避難所・避難場所として要請があったときには、避難者を受け入れるとともに、施設及び物品を提供することということで避難所及び避難場所への協力を要請するものです。その他でございます、災害時の緊急事態の発生時は、稲城市及び稲城市教育委員会と協力し、予期せぬ事態に対しても臨機応変に対応するという旨を記載しております。

6番監理運営等に関する留意事項で、指定管理者の事業及び運営が制限される場合ということがあります。イとしまして、選挙時の投票所、開票所となった場合、ウとしまして、市から避難所、避難場所として要請があった場合には制限される旨を加えております。10ページをお捲りいただき、7地域雇用についてでございますけれども、地域の雇用促進の観点から、稲城市在住者をできる限り採用することと、また、市内在住の高齢者の雇用機会を図るため、稲城市シルバー人材センターの活用を図ることと記載してございます。

続きまして、8競争原理を取り入れたアウトソーシングについてということで、今までも一括して委託ができないということで、部分的な業務については、市の承認を得た中で、専門の業者に委託することができる旨で書いてございます。またその際には、市内業者を優先すること、リサーチしている旨でございます。ただし、下記の事業については、より効率的、効果的に運営ができる専門性の高い事業者へ、アウトソーシングするという旨で、以下の4つの事業については必ずアウトソーシングしなさいという旨で記載しております。内容につきましては、総合体育館内のトレーニングルーム運営事業、総合体育館内スポーツ教室運営、3番目として、総合グラウンド等屋外施設(テニスコートを除く)スポーツ教室運営及び、総合グラウンドの芝の管理、4番目に大丸第2公園のプールの管理運営についてアウトソーシングすることとしております。

続きまして、9番につきまして利用者アンケートの実施ということで、利用者のニーズを把握して、よりよい事業展開をしていこうということで記載をしております。

主な点については以上でございます。

引き続きまして「百村スポーツ広場の一時休止について」でございます。平成4年度から百村スポーツ広場ゲートボール場として使っている稲城駅の南西側、妙見寺の下の施設でございますけれども、地権者の方からその土地の一部に建物を建設するので、その工事のため平成25年5月から平成26年3月までの1年程度スポーツ広場としての利用を一時的に休止してほしいとの申し出がありましたので、ご報告いたします。

工事期間としましては、平成25年5月～平成26年3月の予定でございます。現在の利用形態としては、自由来場の形をとっております。現在の利用状況でございますけれども、ゲートボール連合、体育協会に加盟しております団体の10人程度の方が定期的に使っているということでございます。利用しているゲートボール連合の代表者には、その旨を伝えて、理解を得ているところでございます。休止中については、周辺の公園を利用して活動するとのことでございますけれども、今体育館又は公園担当の方にどのような場所が使えるかということで相談がきておりますので、ご案内を申し上げているところでございます。5番目、再開としまして、地権者のご好意により、工事終了後、再度平成26年4月より、ゲートボール場として再開をしていただけたということです。その他としまして、周知報告としましては、5月1日号市報、ホームページ等で周知して参ります

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。
 報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
 城所委員どうぞ。

城所委員 体育課長のご説明で、いわゆる、グリーンウェルネス財団の方向性が見えたということで、ひとまずは安心したところではあるのですが、このいわゆるアウトソーシングの切り分けとして、総合体育館内トレーニングルームとか色々ありますよね、グリーンウェルネス財団が指定管理者になって、グリーンウェルネス財団がアウトソーシングするという考え方なのですか。

委員長 体育課長。

体育課長 今の質問に関してでございますけれども、グリーンウェルネス財団がアウトソーシングするというところでございます。

城所委員 それは市が立ち入るという話ではなくて。

体育課長 直接的にその行為については立ち入りません。

城所委員 例えば健康プラザはオーエンスとかが入りましたよね。ああいう形になってくるのでしょうか。どうもその辺が見えないのですが。

体育課長 基本的には、指定管理者の判断となりますけれども、特命ということと、財団を指導する立場でございますので、それまでのことについては、基本的に市の承認を受けた中でございますので、報告を受けて承認をする業者等については協議を必要とさせていただきました。そういうような形でございます。

委員長 いかがでしょうか。他には。

稲垣委員 よろしいですか。

「校庭開放用倉庫の整備について」の件ですけれども、今平尾小学校が引っかかっているんで、既存の倉庫を撤去して、そして建築確認の手続を行った上で新たに校庭開放用倉庫を整備するということですので、完全に古いのは撤去して、新設するということですか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 平尾小学校に、開放団体の倉庫が今5つあるのですけれども、そのうち3つについては、移設をして再建が難しいという判断がございましたので、その辺を団体さんの方にお話を致しましたところ、新しい倉庫を新設してもらえるのであれば、既存の倉庫については処分していただいて結構ですというお話をいただいておりますので、そちらについては、点検した後は廃棄し、倉庫の新設を予定しております。

委員長 他にはいかがでしょうか。

伊勢川委員 今のとちょっと同じようなのですけれども。稲垣委員と。

プレハブがよく既存の倉庫として残っているかと思うのですが、どういう観点から駄目になるか、いいかというその辺の基準がよく分からないのですが。建物自体の質とかそういうことですか、それとも危険があるとかそういうことなのか、よく見えないのですが。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 建築基準法上は、10㎡以下の倉庫については建築確認の手続を要さないという規定があるわけですが、防火地域、準防火地域については適用除外とされています。稲城では、稲城第二小学校、稲城第二中学校、稲城第六小学

校等の一部の学校以外は、防火地域・準防火地域となっておりますので、建築確認の手続が必要となります。平尾小学校については準防火地域の指定を受けておりますので、10㎡以下の倉庫であっても、手続が必要ということです。

委員長 他にはいかがでしょうか。
他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

(午前 3時00分閉会)

